

# 電力小売自由化と供給責任

阿 部 純  
巽 直 樹

## 1. はじめに

世界的な規制改革の潮流を背景に、電力産業においても規制改革の波が押し寄せ、1990年代には先進各国を中心に制度改革議論が高まりを見せていた。そのような中、日本の電力自由化は1995年の発電事業における新規参入拡大により上流の卸市場から自由化が開始された後<sup>1)</sup>、下流の小売市場については、2000年に部分自由化が実施され<sup>2)</sup>、それ以降段階的に自由化範囲が広がられてきた<sup>3)</sup>。

2007年に入り、小売市場における全面自由化の是非が審議されているが、現時点での全面自由化は見送られる方向で議論が進められている<sup>4)</sup>。

日本における電力自由化の進行度合いは、他の先進国との比較において、これまではもっとも遅い部類に入ると見られてきた。しかしながら、先行する自由化各国においても、規制改革が成功したとは一概に言い難い状況にある。米国カリフォルニア州のように、制度設計に問題を抱えたまま壮大な実験に突入した結果を省みれば、電力産業における規制改革には慎重な対応が必要であることは言を俟たない。よって、

日本における電力改革の後進性には、かならずしもデメリットばかりが存在するわけではないのである。むしろ、急激な自由化進行は、結果的に公益性よりも効率性が優先される可能性が高いことから、個々の電力会社が公益的課題を果たすことが困難な状況にまで追い込まれることは社会的にも問題が大きい。

電力会社にとっては、社会の中で自らのレゾン・デートルを維持する意味において、いわゆる公益的課題の達成は至上命題であり、その課題のひとつに「ユニバーサル・サービスの達成」が、「エネルギー・セキュリティの確保」や「環境保全」等の問題とともに掲げられているのである<sup>5)</sup>。

## 2. 電力産業のユニバーサル・サービス

電力産業において、「ユニバーサル・サービスの達成」の是非自体が大きな問題となったことは、これまでのところほとんど見当たらない。日本では配電網が整備されており、仮に電力供給地域を新規に拡大する場合があったとしても、それはマーケティング活動とほとんど同義であ

1) 自前の発電設備と自営線を利用した、特定電気事業者による特定供給地点での小売りは、1995年時点でも可能となった。

2) 2000年時点では、特別高圧（2万V以上）で受電し、使用規模が原則2千kW以上までの顧客が対象となった。

3) 2005年4月からは高圧（契約電力50kW以上）まで自由化範囲が拡大された。

4) 詳細は資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の議事参照。

<<http://www.enecho.meti.go.jp/info/committee/commit18.htm>>

5) 巽 [2007] pp.58-61。

り<sup>6)</sup>、未供給地域でユニバーサル・サービスが問題になることは少ないと考えられる。

よって、電力産業における既存ネットワーク維持については、むしろ電力自由化の進行とともに現在の供給体制が維持困難となった場合、すなわち「ユニバーサル・サービスの達成」に揺らぎが生ずる場合に、その是非が問われることになるであろう、ということが指摘できる。

もっとも、他の公益事業においては、その産業に複数の代替財が存在することにより市場に競争状態が発現しているもの、あるいは飛躍的な技術イノベーションにより自然独占性が消滅したと考えられる状態が発現しているもの、が存在する<sup>7)</sup>。たとえば運輸産業においては陸海空間で複数の交通手段が選択可能であるし、電気通信産業においてはIP・携帯電話普及等の種々の技術イノベーションにより、固定電話回線におけるユニバーサル・サービス自体が崩壊し始めている<sup>8)</sup>。

一方、これらの産業の場合は山間地や離島へのサービス提供が問題となるが、電力産業の場合、山間地においても配電網が整備されており、「ユニバーサル・サービスの達成」における課題は、独立したネットワークが必要になることから割高となる離島供給の問題が焦点となる<sup>9)</sup>。

電力産業における現状の供給体制を今後も維持することの是非については、電力自由化問題から切り離して議論することは非現実的である

が、これまで見てきたとおり、現時点ではユニバーサル・サービスを所与の問題とみなし、自由化により新たに設計される制度の中で、顧客保護制度についての整備に向けた議論が必要であろう。これらについては、日本ではまだ具体的な概念整理も行なわれてはいない<sup>10)</sup>。

一方、個々の電力会社にとっては、供給責任を果たすことを企業戦略の中でどのように取り込むかが焦点となろう。次章ではこれらの問題を議論するために欧州のケースを検討する。

### 3. 電力自由化の進行と供給責任

本章では、電力自由化の進行によって、電気供給責任にどのような影響があるのかについて、日本よりも自由化が進行している欧州電力市場の取り組みを通して考察することとする。欧州電力市場を取り上げる理由は、欧州委員会が主導して「域内電力市場の共通規則に関する1996年12月19日付欧州議会及び閣僚理事会指令96/92/EC」（以下、EU電力指令）および「域内電力市場の共通規則及び指令（96/92/EC）の廃止に関する2003年6月26日付欧州議会及び閣僚理事会指令（2003/54/EC）」（以下、改正EU電力指令）を制定することにより、EU加盟各国は、両指令に定める最低限の自由化のペースを守りつつ、供給義務等に関して国内における法令等の整備を進めており、自由化と供

6) ユニバーサル・サービスという用語自体が、もともとはAT&Tのスローガンであったことは有名である。電気通信産業では、日本でも既存の固定通信網維持について、そのあり方が議論される局面にある。

7) エネルギー産業というカテゴリーにおいては、たとえば電力産業とガス産業の代替性は指摘できる場合もあるが、すべての地域で代替性が存在するわけではない。また、発電設備の高効率化やオンサイト発電設備の普及は、電力産業における数少ない技術イノベーションではあるが、自然独占性の消滅を決定的に支持するものでもない。

8) NTTの固定回線加入件数が5千万回線を下回り（2007年7月4日付日本経済新聞朝刊）、総務省がユニバーサル・サービスの見直しを検討し始めている（総務省「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」）。一方で、NTTグループ全体のFTTHユーザー獲得目標は2010年で3千万回線である（「NTT中期経営戦略（04年11月）」による）。

9) 東京電力株式会社 [2002] p.10。

10) 佐藤・丸山 [2007] は、小売全面自由化を実施している欧米における需要家保護制度である、スタンダード・オファナー、デフォルト・サービス、ラスト・リゾートを整理し、日本で全面自由化に移行する際の示唆を導いている。もっとも、全面自由化へ移行しない場合は、現制度を維持していても大きな問題にはならないかもしれない。

給責任の両立についての経験を積み重ねてきているためである。

### ① 欧州電力自由化の経緯

欧州では、自由化の第一段階である電気・ガス価格の透明化に関する指令及び電力の事業者間託送に関する指令が1990年に成立したが、その先の第三者アクセス（TPA）など、さらなる自由化の推進については、各国の利害が対立し交渉が前進しなかった。特にフランスなど国有企業が電力・ガス市場で大きな役割を担っている諸国が激しい抵抗を示したものの、EU 統合推進への障害となることへの危機感からフランスが譲歩する形で、EU は1996年12月、共通規則である EU 電力指令を制定した（1997年2月発効）。EU 電力指令は、発電事業の自由化、段階的市場自由化の導入、第三者への系統開放、送電系統運用者の運用分離及び会計分離、公共サービスの履行義務、移行措置の導入（たとえば、回収不能費用の処理）等を規定しており、各加盟国は2000年までにその国内法化を完了した。

その後、電力部門における欧州域内単一市場の構築にはさらなる自由化が必要であること、市場開放率の格差によって各国間に軋轢が生じていたこと等を受けて<sup>11)</sup>、欧州委員会は電力市場の全面自由化等を盛り込んだ改正 EU 電力指令の制定に着手した。改正 EU 電力指令には、フランスが全面自由化に、ドイツが配電系統運用者の法的分離にそれぞれ反対したが、2002年11月に EU 閣僚理事会で合意が成立し、2003年6月に採択された。この改正 EU 電力指令により、全面自由化までの日程や送電系統運用者の法的分離、独立規制機関の設置といった将来の規制の枠組みが定まるとともに、ユニバーサル・サービスを含む公共サービス等についても

強化が図られることとなった。

改正 EU 電力指令において各国では、2004年7月より家庭用を除くすべての電力市場を自由化することが義務付けられ、その後、改正 EU 電力指令に従って、2007年7月より全面自由化が実施されている。

### ② 改正 EU 電力指令におけるユニバーサル・サービス規定

1996年に制定された EU 電力指令では、「ユニバーサル・サービス」という文言は使用されていなかったものの、その第3条第2項で規定した「公共サービス義務」において、安定供給を含む安全性、規則性、供給品質および供給価格など、ユニバーサル・サービスを構成する諸要素について、電気事業者に対して、公益的な課題として義務付けていた。

その後、2003年に制定された改正 EU 電力指令では、ユニバーサル・サービスについてより明確な規定が置かれている。その第3条第3項において、「加盟国は、すべての家庭用需要家、および加盟国が適切だと考える場合には小企業（すなわち、従業員数50名未満で、かつ年間の売上額ないしは貸借対照表が1,000万ユーロ以下）に対し、その地域において妥当な、容易かつ明確に比較可能な透明性のある価格で、特定品質の電力供給を受ける権利であるユニバーサル・サービスが享受できるようにしなければならない。ユニバーサル・サービスの提供を保障するため、加盟国はラスト・リゾート供給事業者<sup>12)</sup>を指名することができる。加盟国は、第2条第2項に明記された手続きに基づいて定められた条件、状況、料金において需要家が配電系統に接続できるよう、配電会社に対し義務を課す。（以下、省略）」と規定されている。すなわち、家庭用需要家（加盟国が認める場合は小企

11) たとえば、フランスでは、EU 電力指令に定める最低限の市場開放率しか満たしていなかった一方で、既に全面自由化を達成している他国に EDF が積極的に進出していたことに対して各国から批判が高まっていた。

12) 改正 EU 電力指令では「ラスト・リゾート供給事業者」の概念を明確に定義していないことから、本稿では、電力供給の最後の砦となる最終供給事業者という幅の広い概念として用いることとする。

業も含む）へのユニバーサル・サービス（利用可能性および価格妥当性）を保障し、すべての最終需要家への接続義務を配電会社に課すとともに、加盟国への裁量事項ではあるが、ラスト・リゾート供給事業者（最終供給事業者）を指名することを可能としたのである。

なお、改正 EU 電力指令では、遠隔地域に居住する最終需要家に対して、加盟国が保護措置を講じることを可能とする規定も定めている（第3条第5項）。

自由化による競争促進と供給責任という2つの命題を「同時」に達成することを目指している改正 EU 電力指令であるが、その前文では、「公共サービス要件の尊重は、本指令の基本的条件である」とし、また、「範囲」（第1条）、「定義」（第2条）に続いて、第3条に「公共サービス義務と需要家の保護」に関する規定を置いていることから、供給責任に対する EU の並々ならぬ思い入れが感じられる。

### ③ EU 加盟国における対応

EU 加盟国は EU 指令を国内法化することが義務付けられていることから、基本的には、改正 EU 電力指令に定めるユニバーサル・サービス規定を国内法化することが求められており、実際に、ほとんどすべての加盟国において、ユニバーサル・サービスおよびすべての需要家への電力供給が保証されている。また、ほとんどの加盟国において、配電事業者か小売供給事業者がラスト・リゾート供給事業者として認定されている<sup>13)</sup>。

たとえば、1999年に全面自由化を開始した英国では、2000年に制定された公益事業法に基づくライセンス条件において、ユニバーサル・サービスについて規定するとともに、ライセンス保有事業者の中からラスト・リゾート供給事業者

を指名するプロセスを定めた。また、1998年に全面自由化を開始したドイツでは、2005年に制定された改正エネルギー事業法において、ユニバーサル・サービスに関する規定が設けられるとともに、配電系統地域において最大の需要家数を抱える供給事業者が、ラスト・リゾート供給事業者として定められた。

さらに、改正 EU 電力指令が求める最低限の自由化期限であった2007年7月より全面自由化を開始したフランスでは、歴史的にも公共サービスの確保を政策的に強く進めてきたが、2000年制定の電力自由化法以降の諸法令において、ユニバーサル・サービスが定められている。また、EDFをはじめとする既存の供給事業者・配電事業者がラスト・リゾート供給事業者としての責任を負っている<sup>14)</sup>。なお、公共サービスの実施に伴う事業者の増分コストについては、全額補償されるとの規定が電力自由化法にはあり、実務上は、基金等にて補償が実施される体制となっている<sup>15)</sup>。

### ④ まとめ

これまで見てきたとおり、欧州においては、電力自由化の進行によって最終需要家への供給保障に支障を来さない方策が整備されており、これまでのところ、そうした供給支障の事象は報告されていない。この点について大久保[2006]は、「(供給保障に関する大きな支障が報告されていないことは) 全面自由化でもたらされた必然的な結果ではなく、むしろ自由化領域の拡大に伴う供給リスク増大の懸念に起因した最終需要家への特段の配慮、ならびにサービスを義務付けられた事業者に対する増分コストの適正な補償の模索による賜物である」と指摘している<sup>16)</sup>。

欧州の先進事例から得られる示唆は、自由化

13) Eurelectric [2004].

14) Eurelectric, *op. cit.*

15) 基金等の詳細については大西 [2006] pp.58-60に詳しい。

16) 大久保 [2006] p.32。

の環境下においても供給責任をまっとうするためには、事業者任せにするだけでは不十分であり、むしろ政策的に、最終需要家への供給保障を事業者へ義務付けるとともに、義務を課された事業者に対しては、適正な補償措置を講じることが望ましいのではないかとのことである。

EU加盟国の中には、2007年7月から全面自由化を開始したばかりの国も多く、今後、それらの国々において、どのように供給保障体制が整備されていくのか、引き続き、注目していく必要があるだろう。

#### 4. 企業の経営戦略と公益的課題としての供給責任

本章では、公益的課題としての供給責任を担っていくことが、企業の経営戦略上の視点から、どのような意義があるのかについて、社会心理学の分野で蓄積されているフェア・プロセス研究のレビューを通してあきらかにしていきたい。

##### ① 電気事業におけるフェア・プロセス

「電気」が、一般の家庭における基礎的財であるということに加えて、産業全般にとっての基本的生産条件になっていることは言うまでもなく、そのような「必需財」を供給するという意味で、電気事業は「公益事業」の代表として扱われてきた<sup>17)</sup>。

電気事業においては、電気の「必需性」に基づく社会的規制（供給義務、料金規制等）が広く受け入れられてきた一方で、低廉な価格で、しかも安定的に電気が供給されるという、一定品質のサービスが保障されているか否かを、いま一度、需要家サイドからチェックすることに

は、社会的規制を補完する意味合いから一定の意義があると思われる。すなわち、必需財を扱う電気事業者に対しては、社会的にも、需要家サイドの課題やニーズを十分に汲み取り、その解決を図っていくことについて、他の一般の産業と比較して、より一層留意していく責任があるのではないかと言うことができるであろう。このことは、電気事業者の経営戦略の上でも、看過しがたい意義があると考えられる。すなわち、供給責任を確実に担っていくことによって、企業の「公正さ」に対する需要家からの信頼感や、世間からの評判が得られれば、円滑な事業運営に資するとともに、需要家をより一層、企業に惹きつけると考えられる<sup>18)</sup>。また、需要家の好反応によって、戦略を実行する従業員のモチベーションも高まり、従業員は戦略実行へのコミットメントを高めていくのである。こうした、「供給責任」を「戦略の実行性」に結びつけるためのキーワードとなるのが、フェア・プロセスの概念である。

次節では、フェア・プロセスとはどのような概念なのかについて、社会心理学の分野で蓄積されている公正理論の研究を中心にレビューしていく。

##### ② 公正理論の系譜

そもそも「公正」という概念の研究は、ギリシャ、ローマの時代までさかのぼることができ、これを完成させたのはアリストテレスであるとされている<sup>19)</sup>。田中 [1998] が述べているように、アリストテレスは、社会心理学における「公正」に関する初期の体系的な研究である、Adams [1965] の衡平理論の基本原則と変わらない概念を示し、現代の公正理論の思想的源

17) 小坂 [2005] p.46。

18) Brockner [2006] は保険会社における同様の事例を紹介している (p.126)。

19) 渡辺 [1998] p.193。なお、田中 [1998] によると、アリストテレスのいう「公正」は総体的公正と部分的公正に分けられ、さらに、部分的公正は分配的公正と矯正的正に分けられる。分配的公正とは、当事者間の価値に応じて成立する比例と実際に分配された事物との間に成立する公正であり、矯正的正とは人々が行う交渉で生じた不正な事態を正すことによって成立する公正であるとしている (pp.1-3)。

流となっている。

1960年代、社会心理学の分野において最初に公正概念を体系的に研究した Adams [1965] は、報酬が投資と費用に調和して分配される時、公正が保たれるとして衡平理論を提唱した<sup>20)</sup>。すなわち、分配的公正の登場である。1970年代になると、分配的公正の問題点が数多く指摘されるようになったことから、別の視点からの公正理論を構築する動きが現れる中、Thibaut and Walker [1975] は、人々が、結果よりも、結果に至る意思決定過程をコントロールできる手続き的公正を重視していることをあきらかにした<sup>21)</sup>。1980年代には、この手続き的公正の研究をさらに展開し、手続きが完備しているだけでなく、実際のコミュニケーションの中で、相手に尊重されているという認識を持つことが、人の行動に影響を及ぼすという相互作用的正義という考え方が Bies [1987] らによって登場した<sup>22)</sup>。1990年代になると、Folger [1998] は、公正は、経済的あるいは関係的な効用を高めるための道具ではなく、公正さ自体が実現すべき価値であることを強調する道徳的正義という概念を主張した<sup>23)</sup>。

以上のように、公正理論は、時代とともに、その研究の幅が確実に広がってきており、「公正さ」に対するより深い理解が可能となってきた。すなわち、人が「フェアだ」と感じるのは、結果が平等であるとか、手続きがオープンで、意見を表明できる機会があるという狭義の意味でのフェア・プロセスのみならず、自分が相手

に尊重されているということへの安心感や、倫理的・道徳的な観点から、企業が誠実な姿勢を貫いていることへの信頼感等（「広義のフェア・プロセス」）にも起因するということである。こうした公正感を持って事業運営を行うことが、経営戦略の実行という観点からも有効であるという認識が1990年代頃より広まりを見せてきており<sup>24)</sup>、公正な（フェアな）プロセスを経ることにより、当該事業者およびその施策に対する信頼と、従業員のコミットメントを引き出す取組みが登場するようになったのである<sup>25)</sup>。

### ③ 供給責任とフェア・プロセス

前節における先行研究レビューから、企業がフェア・プロセスを意識的に実施していくことで、経営戦略の実行性が高まる可能性があることが分かったが、供給責任を果たすことが、需要家サイドから見て、フェア・プロセスを実施していると言えるかどうかを考察する必要がある。

まず、離島等の、電気の供給が困難な地域における需要家の視点からは、透明性のある価格で、品質の高い電力を供給する電気事業者の姿勢は、当然と見る向きもあるかもしれないが、誠実な企業姿勢や公益事業者としての使命感の表れとして、一定の信頼感が寄せられることは間違いないだろう。また需要家の立場から見れば、電気事業者から誠実に対応してもらっている、あるいは尊重されているということへの安心感が得られると同時に、その安心感をベース

20) Adams [1965] pp.267-299. なお、Adams のモデルによると、 $O_A/I_A > O_B/I_B$  や  $O_A/I_A < O_B/I_B$  のような不衡平が生じた場合、人々は不快な感情を引き起こすことから、これを軽減して  $O_A/I_A = O_B/I_B$  へ近づこうとするという（ $O_A, I_A$ ：被分配者 A のアウトカムとインプットの査定値。 $O_B, I_B$ ：被分配者 B のアウトカムとインプットの査定値）。

21) Thibaut and Walker [1975]. 両氏は訴訟当事者が、その手続きで有利な判決を受けることしか考えていないわけではなく、法的紛争を解決するために採用するプロセスの選択が重要であることを論証した。

22) Bies [1987] pp.289-319.

23) Folger [1998] p.32.

24) フェア・プロセスの理論をマネジメントに適用した研究として、例えば、Kim and Mauborgne [1997]、Garvin and Roberto [2001] などがある。

25) 具体的な事例として、Kim and Mauborgne [1997] p.71などに紹介されている。

に電気事業者へ向けられる信頼感は、従業員のモチベーションを高め、他地域における戦略の実行についても、好影響を及ぼすのではないかと考えられる。

また、離島等ではない、一般の地域における需要家の視点からも、電気事業者のコスト増加につながる可能性を指摘する声よりは、むしろ、電気事業者が離島等への供給に責任を負うことについて、社会的あるいは道徳的な観点から、公正な企業姿勢を果たしていることへの評価の声の方が多くなるのではないだろうか。こうした信頼感は、電気事業者のブランド価値向上にもつながり、円滑な事業運営に、ひいては、電気事業者の戦略の実行力アップにもつながるものと考えられる。

以上の通り、フェア・プロセスを広義の意味でとらえるならば、遠隔地への供給責任を果たすことは、「公正さ」を示す企業姿勢として評価でき、フェア・プロセスの概念にも通じるものと考えられよう。

これまで、経営の分野においては、「狭義のフェア・プロセス」をベースとして、経営戦略の策定と実行との間にある壁を低めようとする研究が中心であったが、その概念を拡張することにより、「供給責任」についても、より積極的に、経営戦略の実行という面から評価できる可能性があることを浮き彫りにした。この点が、公正理論の中でも、1980年代以降に蓄積されてきている相互作用の公正および道徳的公正の理論も含む「広義のフェア・プロセス」から得られる電気事業者への示唆である。

## 5. おわりに

長らく独占が続いた産業では、その後の規制改革により競争的な市場が出現すると、効率性と公益性の両立が成り立たず、改革後の市場が効率性を必然的に求めることから、公益性がある程度犠牲にされることは仕方のないことと考

えられがちである。

しかしながら、少なくとも電力産業においては、自由化先進地域においてさえユニバーサル・サービス維持については、いまだ崩壊しているとは言えない。むしろ、生活必需財としての電力の安定供給を実現するため、制度上の担保がなされることが優先される。本稿では、欧州の事例を中心に見てきたが、近年はこれが世界的な潮流であり、日本の電力改革においても重要なポイントとなる。

電力会社の民間企業としての経営戦略において公益性と効率性を同時追求することは、競争市場における企業の戦略とは異なる理念に基づいて行なわれるべきである。本稿ではこの点においても、公益企業戦略のひとつの提案として、フェア・プロセスという視点からの議論を試みた。今後の研究課題として、電力会社の経営理念に含めるべき概念をより明示的にするべく、このフェア・プロセスの概念を用い、電力会社のあるべき姿の研究を深めて行きたい。

## 参考文献

- Adams, J. S. [1965], "Inequity in Social Exchange," in L. Berkowitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, Vol.2, Academic Press, pp.267-297.
- Bies, R. J. [1987], "The predicament of injustice: The management of moral outrage," in L. L. Cummings and B. M. Staw (eds.), *Research in Organizational Behavior*, Vol.9, pp.289-319.
- Brockner, J. [2006], "Why It's So Hard to Be Fair", *Harvard Business Review*, March 2006, pp.122-129. (マクドナルド京子訳 [2006]、「不利益を被る社員を納得させるフェア・プロセス－負の感情を緩和する方法」、『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』、2006年12月、pp.98-108。)
- Eurelectric [2004], *Eurelectric Report on Public Service Obligations*, Working Group Public Service, Eurelectric.
- Folger, R. [1998], "Fairness as a moral virtue," in M. Schminke (ed.), *Managerial ethics: Moral Management of people and processes*, Mahwah,

- NJ: Lawrence Erlbaum, pp.13-34.
- Garvin, D. A. and M. A. Roberto [2001], "What You Don't Know About Making Decisions," *Harvard Business Review*, September 2001, pp.108-116. (リット三佐子訳 [2002], 「プロセス重視の意思決定マネジメント」、『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』、2002年1月、pp.50-61.)
- Kim, W. C. and R. Mauborgne [1997], "Fair Process: Managing in the Knowledge Economy," *Harvard Business Review*, July-August 1997, pp.65-75. (本庄美佳訳 [1998], 「信頼を築くフェア・プロセスの原理」、『DIAMOND ハーバード・ビジネス』、1998年12-1月、pp.38-49.)
- Thibaut, J. W. and L. Walker [1975], *Procedural justice: A psychological analysis*, Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum.
- 大久保信明 [2006], 「欧州諸国におけるユニバーサル・サービス」、『海外電力』2006年5月号、pp.17-32、社団法人海外電力調査会。
- 大西健一 [2006], 「第三章 フランス」、『海外諸国の電気事業 第一編追補版』、pp.53-82、社団法人海外電力調査会。
- 小坂直人 [2005], 『公益と公共性 公益は誰に属するか』、日本経済評論社。
- 佐藤佳邦、丸山真弘 [2007], 「競争環境下における電力需要家保護制度の検討 米国及びEU諸国の現状と課題」、電力中央研究所報告、Y 07002。
- 社団法人海外電力調査会欧州事務所 [2007], 「欧州電気事業の最近の動向」、『海外電力』2007年2月号、pp.47-99、社団法人海外電力調査会。
- 関口倫紀、林洋一郎 [2007], 「組織的公正と人材マネジメント」、Discussion Paper No.180、COE "Behavioral Macro dynamics based on Surveys and Experiments"、OSAKA University
- 高井幹夫 [2003], 「第3章 欧州連合 (EU)」、社団法人海外電力調査会編、『海外諸国の電気事業 第1編』、pp.101-122、社団法人海外電力調査会。
- 眞直樹 [2007], 「電力自由化における公益的課題」、『東北大学経済学会研究年報 経済学』、68巻2号、pp.47-63。
- 田中堅一郎 [1998], 「公正に関する社会心理学的研究の歴史の変遷：平衡理論の以前と以後」、田中堅一郎編著、『社会的公正の心理学—心理学の視点から見た「フェア」と「アンフェア」』、ナカニシヤ出版。
- 東海邦博、小野秀明 [1993], 『EC 統合と電力市場単一化』、海外電力資料 No.179、社団法人海外電力調査会。
- 東京電力株式会社 [2002], 「東京電力の電力自由化についての考え方」、『TEPCO REPORT』、2002年6月特別号、東京電力株式会社広報部広報計画グループ。
- 村松聡、神田光章、清水紀史、阿部純、菊水秀一、大西健一 [2004], 「改正 EU 電力指令」、『海外電力』2004年6月号、pp.39-60、社団法人海外電力調査会。
- 渡辺弥生 [1998], 「公正観の発達」、田中堅一郎編著、『社会的公正の心理学—心理学の視点から見た「フェア」と「アンフェア」』、ナカニシヤ出版。